

兵庫県公報

令和2年9月1日 火曜日 第136号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 令和2年度後期技能検定の実施（能力開発課）	2
○ 令和2年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	10
○ 令和2年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別伐倒駆除）（同）	10
○ 令和2年度第3・四半期における保安林の皆伐限度面積（同）	11
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	12
○ 河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（河川整備課）	20
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	21
○ 土地区画整理組合の定款の変更認可（市街地整備課）	22
公 告	
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表（市町振興課）	22
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	25
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	26
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	27
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	32
○ 同 上（同）	33
○ 同 上（同）	34
○ 同 上（同）	35
○ 同 上（同）	35
○ 同 上（同）	36
○ 同 上（同）	37
○ 同 上（同）	38
○ 同 上（同）	40
○ 同 上（同）	40
○ 同 上（同）	41
○ 同 上（同）	42
○ 同 上（同）	43
○ 同 上（同）	44
○ 同 上（同）	45
○ 同 上（同）	47
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	48
○ 入札公告（県立農林水産技術総合センター）	48
県議会事務局公告	
○ 兵庫県議会情報公開条例の運用状況	50
選挙管理委員会告示	
○ 令和元年兵庫県選挙管理委員会告示第76号の訂正	51
公安委員会告示	
○ 兵庫県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務	51
警察本部公告	
○ 入札公告	55
○ 落札者等の公示	58

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による同法第13条第3項若しくは第43条第1項若しくは第2項の取消し、同法第42条の命令又は同法第80条の過料に関する事務	令和元年7月	2
農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）による同法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金に係る償還金の徴収（同法第11条の違約金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	令和2年2月	7
行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項に規定する行政書士試験に係る合格証明書の交付に関する事務であって規則で定めるもの	令和元年8月	1
	令和2年2月	2
	同 年4月	2
	同 年5月	1
保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を養成する学校その他の施設に在学する者で、県の区域内の病院、保健所等において看護師等の業務に従事しようとするもの及び大学院の看護学を専攻分野とする修士課程に在学する者で、県の区域内の病院、保健所等において保健師、助産師又は看護師の業務に従事しようとするものに対して貸与した修学資金に係る返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	令和元年9月	2
	同 年10月	2
	同 年12月	2
土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに係る事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの	令和元年7月	6
	同 年8月	1
	同 年9月	2
	同 年10月	1
	同 年11月	8
	令和2年1月	8
	同 年2月	21
	同 年3月	42
	同 年4月	31
	同 年5月	23
	同 年6月	3
外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	令和元年8月	16
	同 年10月	19
	同 年11月	13
	同 年12月	17
	令和2年1月	9
	同 年2月	19
	同 年3月	9
	同 年4月	15
同 年5月	9	
同 年6月	17	

3 本人確認情報の保護に関する状況

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例第8条第2項の規定により漏えい等の防止のために講じられた措置はなし。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
相生(7) (109000312)	相生市相生（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
坪根(3) (109000313)	相生市相生（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
相生(8) (109000314)	相生市相生（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
旭(15) (109000315)	相生市旭2丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年9月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

令和2年9月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月24日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

垣内(1) I (109000021) の項中別図21、旭(4) I (109000023) の項中別図23、相生(1) I (109000032) の項中別図32、古宮 I (109000048) の項中別図47、西本町(1) I (109000052) の項中別図51、相生(4) I (109000063) の項中別図62、坪根(1) I (109000067) の項中別図66を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 改正の案の閲覧期間
令和2年9月9日（水）から同月23日（水）まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
 - (3) 提出期限
令和2年9月23日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月24日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
那波 I (109000015)	相生市那波野（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
古池(2) I (109000017)	相生市相生（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
古池(1) I (109000018)	相生市相生（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
双葉(1) I (109000019)	相生市双葉3丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
垣内(1) I (109000021)	相生市双葉1丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
旭(3) I (109000022)	相生市旭3丁目（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
旭(4) I (109000023)	相生市相生（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
旭(5) I (109000024)	相生市相生（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

大島(2) I (109000026)	相生市旭5丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
大島(1) I (109000027)	相生市旭5丁目(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
旭(8) I (109000029)	相生市相生(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
旭(9) I (109000030)	相生市相生(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
旭(10) I (109000031)	相生市相生(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
相生(1) I (109000032)	相生市相生(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
旭(2) I (109000033)	相生市相生(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
旭(11) I (109000034)	相生市相生(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
旭(1) I (109000035)	相生市相生(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
川原 I (109000036)	相生市相生(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大谷(2) I (109000037)	相生市相生(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
大谷(3) I (109000038)	相生市相生(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
大谷(1) I (109000039)	相生市川原町(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
相生(2) I (109000040)	相生市相生5丁目(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
相生(3) I (109000041)	相生市相生4丁目(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
野瀬(1) I (109000044)	相生市野瀬(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
葛ヶ浜(1) I (109000045)	相生市相生(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
鰯浜 I (109000046)	相生市相生(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
古宮 I (109000048)	相生市那波東本町(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
本町(1) I (109000049)	相生市那波本町(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

浜 I (109000050)	相生市那波大浜町 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
南本町(1) I (109000051)	相生市那波南本町 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
西本町(1) I (109000052)	相生市那波西本町 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
西本町(2) I (109000053)	相生市那波西本町 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
西本町(3) I (109000054)	相生市那波西本町 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
相生(4) I (109000063)	相生市相生 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
千尋(3) I (109000064)	相生市相生 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
千尋(2) I (109000065)	相生市千尋町 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
千尋(1) I (109000066)	相生市桜ヶ丘町 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
坪根(1) I (109000067)	相生市相生 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
千尋(4) I (109000068)	相生市相生 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
那波野(2) I (109000073)	相生市那波野 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
那波野(4) I (109000076)	相生市那波野1丁目 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
相生(5) I (109000077)	相生市相生 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
旭(12) I (109000078)	相生市相生 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
大谷(4) I (109000079)	相生市相生 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
大谷(6) I (109000081)	相生市大谷町 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
野瀬(2) I (109000083)	相生市野瀬 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
葛ヶ浜(2) I (109000084)	相生市相生 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
双葉(3) I (109000086)	相生市相生 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり

垣内(2) I (109000087)	相生市垣内町(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
旭(13) I (109000088)	相生市旭5丁目(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
本町(2) I (109000089)	相生市那波本町(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
旭(14) I (109000090)	相生市旭5丁目(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
千尋(5) I (109000095)	相生市千尋町(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
千尋(6) I (109000096)	相生市千尋町(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
千尋(7) I (109000097)	相生市千尋町(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
相生(6) I (109000098)	相生市相生(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
桜ヶ丘(1)(1) I (109000107)	相生市桜ヶ丘町(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
桜ヶ丘(2)(1) I (109000108)	相生市桜ヶ丘町(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
那波野 I (109000110)	相生市那波野(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
西本町 I (109000111)	相生市那波西本町(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
垣内(3) I (109000115)	相生市垣内町(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
桜ヶ丘(2)(2) I (109000124)	相生市桜ヶ丘町(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
東本町(3) II (109000144)	相生市那波東本町(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
双葉(1) II (109000146)	相生市双葉3丁目(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
旭(2) II (109000149)	相生市旭5丁目(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
葛ヶ浜(2) II (109000152)	相生市相生(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
鰯浜 II (109000153)	相生市相生(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
南本町 II (109000154)	相生市那波南本町(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり

千尋Ⅱ (109000155)	相生市千尋町（別図69のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
那波野(3)Ⅲ (109000181)	相生市那波野（別図70のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
向陽台Ⅲ (109000182)	相生市相生（別図71のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
相生(2)Ⅲ (109000184)	相生市相生（別図72のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
相生(3)Ⅲ (109000185)	相生市相生（別図73のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
大谷町(2)Ⅲ (109000187)	相生市相生（別図74のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
野瀬Ⅲ (109000188)	相生市野瀬（別図75のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
鰯浜(1)Ⅲ (109000189)	相生市相生（別図76のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
鰯浜(2)Ⅲ (109000190)	相生市相生（別図77のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
鰯浜(3)Ⅲ (109000191)	相生市相生（別図78のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
千尋町Ⅲ (109000198)	相生市相生（別図79のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
相生(8) (109000314)	相生市相生（別図80のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
相生3Ⅰ (209000014)	相生市千尋町（別図81のとおり）	土石流	別図81のとおり
旭3Ⅰ (209000048)	相生市旭2丁目（別図82のとおり）	土石流	別図82のとおり
相生1Ⅱ (209000057)	相生市相生（別図83のとおり）	土石流	別図83のとおり

（別図1から別図83までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
令和2年9月9日（水）から同月23日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
 - (3) 提出期限

令和2年9月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月24日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ大久保店
所在地 明石市大久保町大窪字角田295

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章 男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章 男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

4 変更年月日

令和元年9月10日

5 届出年月日

令和2年7月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年9月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

